

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那賀町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩やその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

評価実施機関名

那賀町長

公表日

平成28年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	那賀町は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険に関する事務の適正な実施のため、国民健康保険法及び行政手続において特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認に関する事務 ②世帯主等変更の届出の受理及び確認に関する事務 ③被保険者の資格喪失に係る届出の受理及び確認に関する事務 ④第三者の行為による被害の届出の受理及び確認に関する事務 ⑤被保険者証、被保険者資格証明書等各種証明書に関する申請書の受理、認定書の交付等の事務 ⑥療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に関する事務 ⑦出産育児一時金、葬祭費の支給及びその他の保険給付に関する事務 ⑧第三者の行為による損害賠償請求に関する事務 ⑨一部負担金減免申請の受理、確認及び証明書の交付に関する事務 ⑩一時指止めに関する事務
③システムの名称	国民健康保険資格システム

2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険資格情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項
--------	---------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 120の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の42, 43, 44, 45の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	那賀町健康福祉課	
②所属長	健康福祉課長 吉岡 敏之	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	那賀町企画情報課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	那賀町 企画情報課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる